

暗号通貨ビットコインの法的規制に関する諸問題

Various problems in regulation for Crypt Currency Bitcoin

荒 牧 裕 一
ARAMAKI, Yuichi

はじめに

暗号通貨 (Crypt Currency) の中で最も普及しているビットコインは、2014年2月の大手交換所 Mt.Gox の経営破綻をきっかけに社会問題となり、法的規制の必要性が認識されるにいたった。

これを受けて、日本では自由民主党のIT戦略特命委員会及び資金決算小委員会が法的規制に関する検討に着手し、2014年6月19日に「ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する【中間報告】」(以下、「自民党中間報告」という。)が公表された。

本論文では、暗号通貨の性質に関する考察を踏まえて、これらに関する法的規制の方向性を提案し、自民党中間報告の内容との比較を行う。

I. ビットコインとは

ビットコインとは、中本哲史 (NAKAMOTO, Satoshi) を名乗る人物によって投稿された論文に基づき、2009年に運用が開始された¹⁾、いわゆる暗号通貨である。

暗号通貨の仕組みについての解説は本論文では割愛するが、次のような特徴を有する。①デジタル署名に類似した暗号技術を応用した仮想的な価値の交換システムである、②取引はP2Pネットワークを用いて行われ blockchain と呼ばれる公式トランザクションログに記録される、③ blockchain に記録された取引はP2Pネットワークへの参加者による承認を経ることで正当性が確保される、④参加者による承認はハッシュ関数等を応用した数学的処理によって行われ、承認に成功した参加者に対しては報酬として新規発行される通貨及び送金手数料が与えられる (この作業は通称「発掘 (mining)」と呼ばれる)、⑤1回に新規発行される通貨の量は定期的 (ビットコインの場合は約4年) に減少する、⑥発行される通貨の総量はあらかじめ決められている (ビットコインの場合は約2100万)。

II. 暗号通貨の性質に関する考察

1. 通貨としての性質

暗号通貨は、「通貨」という言葉を用いているが、本当に通貨としての性質・要件を満たしているかについて検討する。

第1に、通貨法においては、「通貨とは、貨幣及び日本銀行法第46条第1項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。」「貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。」²⁾と定義されており、暗号通貨はこれらの要件に当てはまらず、法定通貨でないことは明らかである。

第2に、資金決済法において、前払式支払手段（いわゆる電子マネー）とは、「証票、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」または「証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの」³⁾と定義されているが、暗号通貨には法的な「発行者等」が存在しないことから、電子マネーとしての要件も満たしていない。

では、法律上の通貨や電子マネーの要件には当たらないとしても、理論上の「通貨」としての性質は有するか。理論的に通貨とは、①決裁（支払）手段、②価値尺度、③価値保蔵、の3つの機能を全て有するものとされている。①については、ビットコインは、複数箇所設立されている交換所を通じて瞬時にドルや円等の主要通貨と交換・価値換算することが可能である。また、米国のPurse社では、ビットコインでAmazonの商品を割引価額で購入できるサイトを運営しており（図1参照）、生活に必要な物品の多くをビットコインで購入することが可能である。こういったサイトが安定的に運営される限り、やや間接的ではあるが決裁（支払）手段の機能は認められる。②についても、交換所では、ドル、ユーロ、円等の主要通貨や、ビットコイン以外の主要暗号通貨との交換レートが24時間リアルタイムで表示されている。このことから、価値尺度の機能も存在する。③については、ビットコインはP2Pネットワーク上でのみ存在するものであることから、インターネットに大規模な障害が生じたり、基盤となる暗号が解読されてしまうと消失してしまう危険性がある。また、現状ではビットコインの価値の変動幅（ボラリティ）は非常に大きく価値の安定性に欠ける面がある。しかし、前者の危険性は電子マネーやネットバンキング等のインターネットを介して取引される他の通貨にも見られるものであり、後者のボラリティについても新興国通貨ではしばしば見られる問題である。よって、価値保蔵の機能はやや不完全ながらも一応認められる。以上より、ビットコインは、理論上の「通貨」としての性質を一応有していると考えられる。

2. 物、債権としての性質

民法上、「物」とは、有体物をいう。⁵⁾と定義され、一般的にも物とは、固定、液体、気体をいうものとされることから、ビットコインは物ではない。

また、ビットコインには、債権者・債務者の概念が無いため、債権としての性質も否定される。

3. 電磁的記録、「価値記録」としての性質

自民党中間報告では、ビットコインをはじめとする暗号通貨のことを、通貨でも物でもない「価値記録」であるとしている。しかし、価値記録の定義については、前払式支払手段（電子マネー）に該当するものは除いた「価値を持つ電磁的記録」⁶⁾としているのみである。

電磁的記録（電子データ）は、刑法では「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」⁷⁾と定義され、ビットコインの公式トランザクションログ（blockchain）の電子データはこれに該当すると思われる。しかし、ビットコインには、blockchainは存在するものの、ビットコイン本体に該当する電子データは存在しない。したがって、「価値を持つ電磁的記録」という自民党中間報告の定義は、

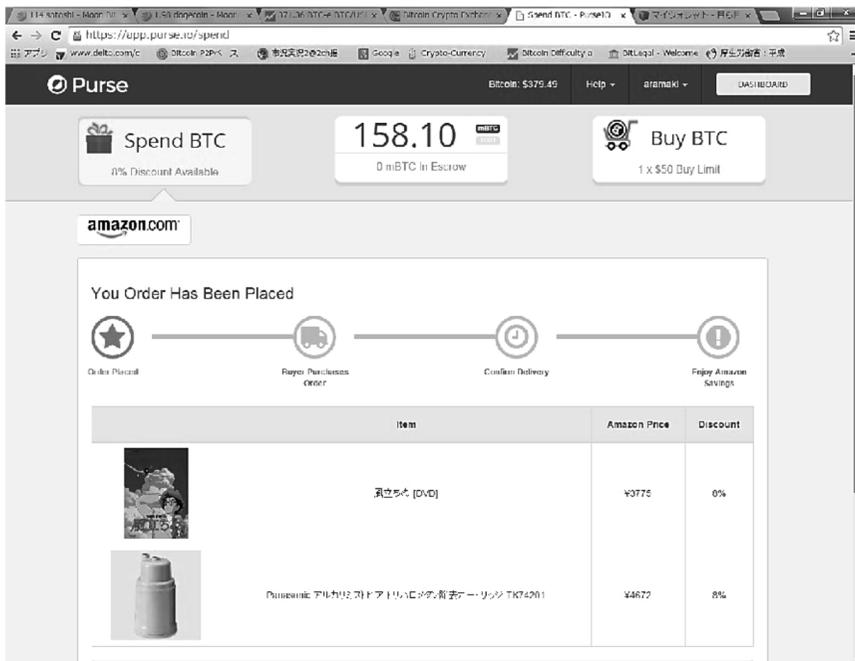


図1 Purse 社の取引画面⁴⁾

価値の本質をビットコイン本体に求める限り、的を射ていない。

このように、取引記録だけが電子データで処理されるものに、電子記録債権（電子手形）がある。これは、電子記録債権法において「その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録を要件とする金銭債権をいう」⁸⁾と定義されていることから判るとおり、価値の本質を金銭債権に置いている。したがって、ビットコインにおいてもその価値の本質が何かを考察することが必要である。

4. 社員権類似の財産権としての性質

ビットコインの価値の本質に関しては、筆者は、社団の社員権類似の財産権としての性質があることを指摘したい。これは、ビットコイン発行後の決済手段等の機能ではなく、ビットコイン発行のプロセスに注目したものである。

上述のとおり、ビットコインの発行は、参加者による採掘（mining）作業に対する報酬として行われる。この採掘の本質は、blockchain に記録された取引の承認作業であり、その承認作業とは、一定の難易度で設定された条件の下で、条件に合致した一種のキーワード（nonce）を、ハッシュ関数等を応用した数学的処理によって生成する作業である。多数の参加者がこの作業をほぼ同時に行い、最初に nonce を生成した参加者だけが新規発行のビットコインを獲得するため、短期的にはギャンブルまたはくじ引き的な要素が見られる。しかし、ハッシュ関数自体は単純な関数であり、中長期的にみれば、採掘の成功の確率は作業の延べ回数に比例する。したがって、難易度が同じ期間内（ビットコインの場合は、約2週間になるように自動調整される。）であれば、各参加者は、作業量に比例したビットコインを得ることが出来る仕組みになっている。

この発行のプロセスに注目し、P2Pネットワークを基盤としてビットコインの発行・流通を行う主

体を一種の社団（以下、「ビットコイン P2P 社団」という。）、参加者を社員と解すると、ビットコインは、採掘（承認）作業という労務を出資して得られる社員権類似の財産権として位置付けられる。

もちろん、P2P ネットワーク上の主体に法人格を与える法律は存在しないため、ビットコイン P2P 社団は法人ではない。また、いわゆる権利能力なき社団については、判例（最判昭和39年10月15日）が、①団体としての組織、②多数決の原則、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続、④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること、といった4つの要件を示しているが、P2P ネットワークの性質上、ビットコイン P2P 社団は③以外の要件は満たしていないため、権利能力なき社団にも該当しない。しかし、ビットコイン P2P 社団は、インターネット上に現実に存在し、ビットコインの発行・流通という業務を行っている。そして全世界から数多くの者がこれに参加している。この点に注目すれば、法律や判例の要件にかかわらず、ビットコイン P2P 社団には、社会的実体としての社団あるいはそれに類似した団体としての性質を有することは否定できないであろう。

現実の社員権と比較しても、労務による出資は、民法上の組合の組合員や合名会社・合資会社の無限責任社員においても認められている出資形態であり、この点について問題はない。また、ビットコインの細分化（小数点以下8桁までの細分化が可能）や自由譲渡性については、株式会社における株式の特徴をさらに徹底したものである。さらに、発行可能数があらかじめ定められている点、個別の発行条件が異なる点、についても株式との共通点が見られる。

以上より、ビットコインには、社団の社員権類似の財産権としての性質があるといえる。

現在、ビットコインの難易度の上昇に伴い、個人レベルでの採掘作業は難しくなり、ほとんどの個人ユーザは単独ではなく、マイニング・プールという共同採掘（組合に類似した団体）に参加して採掘作業を行っている。この場合、マイニング・プールという団体自体がビットコイン P2P 社団の社員に該当すると考えられる。また、ビットコインの採掘を代行し、ユーザに対して手数料を差し引いて配当をする、クラウド・マイニングというサービスも登場している。これについては、クラウド・マイニングのサービス事業者が社員に該当し、かつ、その性質は、匿名組合あるいは投資信託法人に類似するものと考えられる。

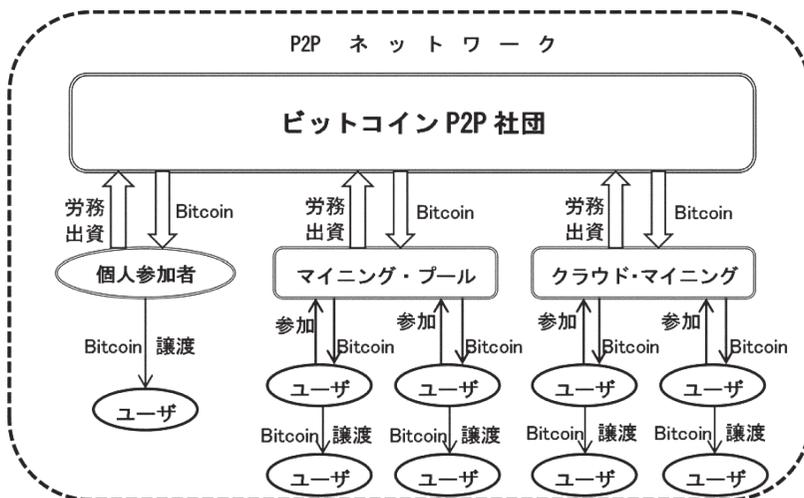


図2 ビットコイン P2P 社団の概念

なお、ビットコインに関連して、ビットコイン財団 (Bitcoin Foundation) という財団が存在する。この財団は、ビットコインの運用 (2009年) の3年後である2012年に創設された、ビットコインの普及・利用を推進する団体である。P2Pネットワークを基盤としてビットコインの発行・流通を行う主体であるビットコインP2P社団とは、性格の全く異なる存在であることに注意されたい。

III. 法的規制の方向性

前章において、ビットコインには、通貨としての性質および社員権類似の財産権としての性質があることを指摘した。これにより、ビットコインに対する法的規制についても、これらの性質を考慮した内容の規制が必要となる。

まず、通貨としての性質から、ビットコインを用いた取引についても、法定通貨 (金銭) による取引に準じた法的規制を行い、各種の法的規制を免れるために悪用されないように注意しなければならない。例えば、利息制限法では金銭を目的とする消費貸借しか規制していないが、ビットコインを目的とする消費貸借についても同率の上限金利を適用すべきである。また、いわゆるマネーロンダリングを防止するため、犯罪収益移転防止法の規制対象となる特定業務にも含めるべきであろう。

次に、社員権類似の財産権としての性質から、金融商品取引法における有価証券 (みなし有価証券) に準じた法的規制を行うべきである。例えば、ビットコインの交換所や交換の仲介等を行う業者については免許 (許可) や登録制度を設けるべきであるし、相場操縦等の不公正な取引も禁止しなければならない。加えて、クラウド・マイニングのサービスは、投資信託に類似した性質を有するため、投資信託に準じた法的規制が必要である。これらを通じて、投資目的でビットコインを取得するユーザの保護を行わなければならない。

さらに、税務上の取扱いについては、別段の配慮が必要である。例えば、ビットコインの採掘や譲渡によって得た所得は、所得税の課税対象となると考えられる。その所得の認識時点については、ビットコインの通貨としての性質を重視すれば、ビットコインを取得した時点となるはずであるが、それを課税当局が把握するのは極めて難しいであろうし、ビットコインの取得時点で十分な担税力が備わっているかも疑問である。こういった徴税技術上の要請により、法定通貨に交換されて現実の銀行口座に振り込まれた時点で所得を認識する方が現実的であろう。また、社員権類似の財産権としての性質を重視すれば、ビットコインの採掘による取得は労務出資に関する税務規定、譲渡によって得た所得は株式等の譲渡に関する税務規定が適用されることになるはずであるが、労務出資に関する税務規定は不十分であるのが現状であるし、反対に株式等の譲渡に関する税務規定は政策を反映して細分化されておりどれに該当するのかが現状では不明確である。したがって、税務上の取扱いについては、上述のビットコインの性質から必然的に導き出されるものでなく、徴税技術や政策等も考慮した配慮が必要である。

IV. 自民党中間報告の内容との比較

以上の法的規制の方向性と比較すると、自民党中間報告の内容には、以下のような問題点があると考えられる。

第1に、ビットコインをはじめとする暗号通貨のことを、通貨でも物でもない「価値記録」であるとしているが、その価値の本質について定義がされていないという問題については、先に指摘した通りである。

第2に、「[「価値記録」の交換を利用者の自己責任に帰す]⁹⁾としているが、Mt. Goxの経営破綻では、プロの投資家ではなく個人が多大な損害を受けて社会問題となった。このことから、ユーザや投資者の保護のための規制は必要不可欠である。

第3に、「[「価値記録」のような新しい概念に対し、既存法は適用外とする。]¹⁰⁾としている。これは、規制を行わないことによって、ビットコイン関連のビジネスを育てようとしているためとされる。しかし、通貨や有価証券の発行や流通について何ら規制のない国があったとして、そのような国で大きなビジネスが育ったり、海外からの投資を引き寄せることができるであろうか。これらは、経済のインフラであり、それに関する適切な規制が無い国の経済が健全な発展を遂げるとは考えにくい。反対に、マネーロンダリング等の目的でブラック・マネーが集まり、経済的な犯罪の温床となってしまう危険性の方が高い。ビットコインには通貨や有価証券の性質がある以上、通貨（金銭）や有価証券の発行や流通に関する既存法に準じた法的規制は、経済のインフラ整備として必要不可欠である。

第4に、「[「価値記録」関連ビジネスの振興・課題解決を目的とした業界団体を設立し、当該団体による交換所ガイドライン策定を想定]¹¹⁾としているが、業界団体による自主的な規制に留まるのではなく、金融商品取引法等による規制に準じた強力な規制が必要である。このことは、自民党中間報告を受けて設立された業界団体（価値記録協会、一般社団法人日本価値記録事業者協会）への参加者が限定的であり、その活動も小規模なものに留まっている現状からも伺える。

第5に、「[通貨と「価値記録」、「価値記録」と物・サービスの交換、「価値記録」同士の交換に対しては消費税を課税]¹²⁾としているが、ビットコインの通貨や社員権類似の財産権としての性質から考えれば消費税については非課税取引とすべきである。また、円（通貨）をビットコイン（価値記録）に交換した後に、ビットコインを物やサービスと交換した場合には、消費税が二重に課せられることになってしまう。仕入税額控除を認めたとしても、それだけではこれらの問題は完全に解消されるものではなく、かえって仕入税額控除できる者とできない者との不公平が生じてしまう。よって、徴税技術上も政策上も問題があると考えられる。

おわりに

ビットコインに代表される暗号通貨の性質について、通貨や社員権類似の財産権としての性質を有することを踏まえて、これらに関する法的規制の方向性を示した。それと比較すると、2014年6月19日に公表された自民党中間報告については、ビットコインの定義や法的規制の在り方について多くの問題が指摘される。

近い将来にこれらの問題が解消され、ビットコインの取引の円滑・適正化を図り、もって国民経済の健全な発展および投資者の保護の実現に資するような法的規制がなされることを願っている。

以上

註

- 1) ウィキペディア，“ビットコイン”，<http://ja.wikipedia.org/wiki/ビットコイン>，2014年11月30日閲覧
- 2) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（平成14年5月10日法律第40号），第2条第3項，第4条第1項
- 3) 資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号），第3条第1項1号，2号
- 4) Purse社ホームページ，<https://app.purse.io/spend>，2014年12月3日閲覧

- 5) 民法 (明治29年4月27日法律第89号), 第85条
- 6) 自由民主党, 「ビットコインをはじめとする「価値記録」への対応に関する【中間報告】」, 自民党 IT 戦略特命委員会・資金決算小委員会報告, p. 3, 2014年6月19日公表
- 7) 刑法 (明治40年4月24日法律第45号), 第7条の2
- 8) 電子記録債権法 (平成19年6月27日法律第102号), 第2条第1項
- 9) 前掲注6), p. 2
- 10) 前掲注6), p. 3
- 11) 前掲注6), p. 7
- 12) 前掲注6), p. 8

参考文献・資料

1. 中本哲史, 「ビットコイン:P2P 電子マネーシステム」, 2009年
2. 吉本佳生, 西田宗千佳, 「暗号が通貨になる「ビットコイン」のからくり」, 講談社, 2014年
3. 斎藤賢爾, 「これでわかったビットコイン」, 太郎次郎社エディタス, 2014年
4. ウィキペディア, “マウントゴックス”, <http://ja.wikipedia.org/wiki/マウントゴックス>, 2014年11月30日閲覧
5. 価値記録協会, 「価値記録協会ガイドライン」, <https://monax.jp/association/guideline>, 2014年11月30日閲覧
6. 一般社団法人日本価値記録事業者協会, 「JADA 価値記録事業者ガイドライン概要」, 2014年10月14日公表